

## 6. ブローカー対策等

### <国内の受入れ団体>

- 受入れ団体の中には、ブローカー的に不当な仲介手数料や管理費等を徴収するケースもあるが、
  - ・ 最初から雇用関係の下での実習とすることにより、実習生のあっせん行為について職業紹介事業の許可又は届出が必須の条件となり、紹介に係る手数料も透明化される。
  - ・ 他方、受入れ管理費については、その用途を、透明化しチェックしていく仕組みを検討する。
- 不正行為等の問題も団体監理型において多く発生しており、特に異業種組合において問題が見られる割合が高い。不正行為を行った場合の規制(現行では、3年間の新規受入れ停止。)について、例えば、受入れ停止期間を5年以上に延長するなど、厳格化する。

[団体監理型における不正行為の内容]

- ①名義貸し(飛ばし)(49.6%)、②所定時間外活動(研修中の残業)(38.7%)、③研修・技能実習計画との齟齬(29.6%)
  - ④労基法違反等(12.8%)
- 受入れ団体の中には、研修生・実習生の受入れによる営利のみを目的として事業協同組合を設立し、ブローカー的に高額な管理費等を徴収するケースもある。  
本来、実習生を受入れ、的確な実習を実施するためには、一定の事業基盤が確立し、事業活動を適正に実施している実績が必要であることから、受入れ団体について、本来の事業協同組合等としての活動実績(例えば、5年以上)を要件とし、営利のみを目的とした受入れ団体の新設を防止する。

### <国外の送出し機関>

- 送出し機関の中には、受入れ企業・団体から必要以上に高額な送出し管理費を徴収したり、本人から高額な保証金等を徴収するケースもあることから、送出し国政府に対し、送出し機関の適正化を強く要請する。